日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場１ 13:30－14:05

プラープダー・ユンの作中人物が他者ともつ関係について
―ハイブリッドなタイ文学に向けて―

福冨 渉
（東京外国語大学大学院・博士後期課程）

本発表の目的は、2000 年から 2011 年までに発表されたプラープダー・ユン（Prabda Yoon, 1973-）の作品テクスト分析によって、その作中人物がさまざまな「他者」（ここでは主体としての人間に対しての客体としての人間、自然、モノを指す）とどのような関係を構築し、その関係構築のさまが作品の発表された時系列に沿ってどう変化していくかを指摘することである。

2002 年に短編集『可能性』がタイ王国で最も権威あるとされる文学賞、東南アジア文学賞を受賞した作家プラープダー・ユンの作品は、「新世代の代表」や「ポストモダン」という言葉でその新奇性が強調され、グローバル化する現代社会の多様性を生き抜くべく自己の意思を尊重し、他者を顧みない個人が表象されているとの評価を与えられてきた。

発表者の分析によって、作家の最も古い作品群の中では、先行研究の評価と対応するような自己中心的で他者を顧みない人間が表象されているということが明らかになった。しかしその一方で、近年の作品の作中人物は他者と友好的な関係を構築し、さらに個人や人間の優位性を否定するようなふるまいを見せるように変化していた。

2000 年の短編『空気中に何が』においては、もともと友好な関係を構築していた若い男女が、予期せぬ事故をきっかけに、互いに相容れないそれぞれの理想や道徳観を主張するようになり、その関係が離反していくものとなっていた。

2004 年の長編『パンダ』には、他の誰も知り得ない「真理」を知ったという自負によって、他者を見下し自身の意思を尊重する人物が描かれていたが、その人物はそれゆえに孤独を感じてもいた。彼はその孤独を解消するために、愛情をもって他者との関係を構築し、孤独を解消する。さらにこの作品においては、登場人物が地球上の人類の傍若無人ぶりを批判し、人間以外の生物、自然に対して同情的な態度を見せていた。自身に絶対性や優位性を付与し、傍若無人にふるまい続ける人間に対する、作家の批評的な視点をここに指摘することもできる。

2009 年の中編『崩れる光』では、モノであるテレビ受像機との密接な関係を人間との関係より優先する中年男性が描かれていた。しかし、男性が失明によってテレビとの関係を失うと同時に、それまで一切交流のなかった実の娘との関係がそこに回帰してくる。さらに 2011 年の短編『ニターン・チョップディー』では、離れ離れであった古い友人の女性二人が、忌避されるはずの少女のグロテスクなイメージを媒介として、半永久的な関係構築の可能性を見せる。

このように、多様性の時代における自己意識の強度の必要を示す、個人主義的な作品だと評価されていたプラープダーの作品に表れる人間と他者の関係性に関する特質は、先行研究で与えられた固定的な評価に留まることなく、時間の経過と共に変化していた。そしてそこには、多様性の時代と社会の人々がこれからさまざまな他者とどのような関係を結び生きていくべきか、という普遍的な主題を見出すことができた。その一方でタイという地域に特徴的な要素も作中に提示する作家の作品は、ある種の「ハイブリッド」な文学として展開する可能性をももつ。

タクシン元首相支持者によるタクシン王カルトに関する考察

中井 仙丈
（チェンマイ大学人文学部 日本研究センター）

タクシン元首相の支持者の間で「タクシン王の再来」の噂が活発化している。現代の世俗政治の文脈において一笑に付されるであろうこの噂の背景には、「タクシン王カルト」とでも呼べるような、政治色を帯びた民間信仰の誕生があるのではないか。

本稿では、タクシン元首相の支持者、タクシン元首相自身、さらにはタクシンの政敵までもが、噂の再生産・伝承、さらには儀式への参加を通じて「タクシン王カルト」に関与していることを新聞・雑誌記事をもとに検証する。また、噂や落書き、インターネット内のブログや掲示板への書き込みによって流布するタクシン王の噂に対する政府の反応についても言及する。

中央集権体制に編入されつつあった 20 世紀初頭の東北タイにおいて千年王国運動が頻発したように、重大な政治的変動の際には、ある集団の間で伝承されてきた文化的記憶が想起されることで、不確かな現状に意味づけが行われ、将来に向けて理想が示されることがある。国王の健康問題、2010 年に起きた反独裁民主戦線による反政府デモ、王位継承など混迷を続けるタイ社会において、タクシン王の噂のもつ意味は軽視できない。

ICA（国際公文書館会議）のオープンソースソフト A to M のタイ語版を使用した タイ国立公文書館の公文書の目録のデータベース化と公文書のデジタル化の可能性

山口 学
（国立国会図書館）

タイ国立公文書館（http://www.nat.go.th/web/history_en.htm）は、ラーマ四世期以来のタイ政府各省の公文書を保管しており、日本の研究者にもよく利用され、村嶋英治のタイ最高司令部文書や外務省文書に基づく日タイ政治外交史研究、北原淳の森林局文書を使用した経済史研究、柿崎一郎の鉄道局文書に基づくタイ鉄道史研究など大きな研究成果をあげている。しかしながら、公文書のインベントリー（目録）がデータベース化されていないため、研究者は来館して資料の所在を調査するしかなく、研究に多大の不便をきたしている。また近年はコピーによる公文書の破損が多くなり、また資料の経年による劣化も加わって、資料の保全が深刻な問題になっている。このため、外国人利用者に対して、コピー料金の大幅値上げ、コピーの禁止などが行われ、研究に影響を与えている。

発表者は、ICA（国際公文書館会議 http://www.ica.org/6467/bienvenue/.html）が開発提供している A to M（https://www.ica-atom.org/）という公文書目録情報管理専用のオープンソースソフトのタイ語版を本年 7 月をめどに開発中である。

このソフトはデジタル化された公文書のデジタルアーカイブとしても利用できる。タイ国立公文書館の抱える問題を解決する方法のひとつとして、ICA A to M を使用したタイ公文書館の公文書の目録のデータベース化と公文書のデジタル化の可能性を考察する。

＜参考文献＞

吉川利治「タイ国立公文書館の大東亜戦争資料」『東南アジア研究』26 巻 2 号 1988 年 9 月 (http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/56325/1/KJ00000131450.pdf)

社会的包摂としてのタイのインフォーマル教育
―生き直しの学校と子どもの村学園を事例として―

北澤 泰子
（北海道大学大学院）

１．問題設定と調査概要

タイでは経済発展の結果、物質的な豊かさがもたらされる一方で、社会が二極化し貧富の格差が問題となっている。従来の農村社会の崩壊と都市部への人口流入、それに伴うスラム化は長年の社会問題である。特に子どもたちは家庭崩壊や虐待、麻薬などによる養育問題に巻き込まれることも少なくない。タイの社会的排除の構造は、非常時には政治から阻害される大多数の国民がいること、平時には貧困他、グローバル化する資本主義経済発展により、新たに生み出される社会的排除が二重に存在している。(櫻井・道信,2010) タイではこのような排除に遭った人々を包摂していく取り組みは政府よりも NGO が早くから行っており、スラムの環境改善、児童福祉等の活動は現在も継続されている。

本研究の目的は NGO が行う養護施設での取り組みについての現状を把握し、父母代わりの教師らと共に家庭的な雰囲気の中で暮らし、時間をかけて自立更生していくプロセスが社会的包摂としてのインフォーマル教育への可能性を有すると考察したものである。

本調査では 2009～2011 年にかけて、タイの NGO「Duang Prateep Foundation」が運営する「生き直しの学校　カンチャナブリ―校」と、「The Foundation for Children」の「子どもの村学園(Moo Baan Dek)」で、教職員に対する質問紙調査(生き直しの学校 : 11 名、子どもの村学園 : 15 名)とインタビュー調査、参与観察を行った。

２．調査結果と今後の課題

生き直しの学校は小学生から高校生まで 45 名が、仏教の教えをもとに、アブラヤシ農園作りなど自然の中で心身ともに健康を取り戻す生活をしている。教育は近隣の公立学校に通い、希望する場合は大学進学も可能である。子どもの村学園は小中学生 100 名が、イギリス人の思想家 A.S. ニイルの子ども中心的自由教育観と仏教の教えを融合した教育のもとに生活を送っている。学園内の小学校では独自のカリキュラムが組まれた教育が行われている。

施設運営面では両施設から、不況の影響からくる予算不足、教師や心理面での専門家の不足、精神的に不安定な子どもの成長の難しさといった問題点が挙げられた。

今回調査を行った 2 つの事例はタイの中でも特殊ではあるが､NGO が行うインフォーマル教育が、劣悪な環境から子どもたちを包摂し、衣食住と教育を提供している面で共通している。しかし施設から社会に出たときに、自立した生活を送っていくことができなければ、真の社会的包摂とはいえない。今後は施設退所後、どのような生活を送っているか調査していく必要がある。

本発表では、特徴あるインフォーマル教育を展開している 2 団体の調査資料に基づき、社会的排除を受けた子どもたちの包摂のあり方を検討していきたい。

３．参考文献

櫻井義秀・道信良子編,2010,『現代タイの社会的排除―教育、医療、社会参加の機会を求めて』,梓出版社
日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場１ 16:20－16:55

タイ農村における村落保健ボランティアの新しい役割

佐藤 康行
（新潟大学）

タイでは、2000 年代以降、医療福祉制度で大きな改革がみられた。たとえば、農業従事者にとって 2002 年に 30 バーツ医療制度が実施されたのを端緒に、2006 年から公的医療機関での医療費が無料化された。高齢者年金は 2009 年から毎月 500 バーツ、2011 年からは年齢層ごとに年金が支給される制度に変更された。村落保健ボランティア（O So Mo）はそれまで無償ボランティア（医療費が無料）だったのが 2009 年から毎月 600 バーツの有償ボランティアに変更された。また、2011 年から保健所は区病院に改称され、医師がテレビ電話などで治療にあたる、歯科医師が時々来るという仕組みに変更された（実際にはまだ名称だけの変更にとどまっている)。このように、この 10 年間、タイ政府は農民など低所得者に対して医療福祉の充実をはかってきた。

近年の医療福祉の制度変化のなかで、O So Mo の仕事は多くなり自分の担当する責任が明確化され有償になった。自分が担当する世帯の健康調査を毎月おこない、保健所に報告しなければ給料がもらえない仕組みに変わったのである。O So Mo が有償になったことにともない、それまで仕事をしない人をやめさせ代わりの人を選ぶようになり、また O So Mo の数が足りない村では増員して人数が確保されている。それゆえ、有償にしたことはよいことである。

カセーは、これまでの農村の保健サービスについて 1991 年に次のように分析している。行政は知識・態度・情報を数量化を用いて調査すること（現在であれば、行政によるソーシャルキャピタルを指標にした主観的健康観の数量化調査を想起されたい）に頼りがちである。それは便利だが、なぜそれが起こっているのかといった現実のプロセスの理解を困難にさせている。保健サービスを受ける側の人びとの社会的文化的経済的生活を把握することが重要である。O So Mo に関しては、意欲の欠如・不適格な性格・適切な訓練不足・時間がない・保健プロジェクトを地域に適合させるだけの知識不足・データ集めだけになっている、と現状を分析している。

それでは、こうした問題点は O So Mo の新しい役割に変わって解消されたのだろうか。たしかに有償になり、怠惰な人はやめさせられ、健康・病気の知識も増えたが、それで十分というわけではない。保健の学習研修に参加するのは村から一部の代表者だけだからである。それでは、O So Mo の活動を効果的にするうえで社会学的な条件として何が必要なのだろうか。

結論を要約すると、O So Mo が担当する世帯を親族にする、村人どうしが日頃行き来する、村の中に共同作業や共同組織があるといった、個人の共同性が重層された関係があること、さらに保健所の定員不足解消などの条件が整備されることによって、O So Mo の活動がより効果的になるのではないかと考えられる。

現代タイにおけるジェンダー概念に関する一考察
―ナイトライフの場における女性像を中心として―

齋藤 大輔
（西南学院大学大学院　博士研究員）

現代タイ社会におけるジェンダー概念を一元的なものとして見なすことができない点は、一定のコンセンサスを得ている状況となっている。今日では、ジェンダー概念は、多元性を有した概念として考察していく必要があると考えている。そこで、本発表では、特に若者が利用する場であるナイトライフにおける女性像から、ジェンダー概念を検討していく。具体的には、以下の三点を指摘したい。

まず、女性がナイトライフの場を利用すること自体に関しては、総じて否定的な見解がある。このようなナイトライフの場は、婚前性交渉を連想させる場として認識される。いわゆる「伝統的」ジェンダー規範の中では、女性の婚前性交渉もしくは特定のパートナー以外との性交渉は望ましいものではないというコンセンサスがある。したがって、このような場を利用する女性像は、好ましくない存在となる。この点は、例えば『The Letter』（2004）における主人公の親友の死に関する描写に代表されるように、映画においても表象されている。

一方で、このようなナイトライフの場における女性に関しては、「伝統的」ジェンダー概念に対する一種の「自己表現行動」として見なすことも可能である。例えば、女性と男性の駆け引きが主題となっているナイトライフの場を題材とした音楽には、男性が女性を一方的に「選ぶ」優位性は存在しておらず、あくまでも、男女間の対等な立場に基づく「駆け引き」が描かれている。ここからは、単に婚前性交渉の関係が氾濫している「社会的混乱」としてのみならず、「男女の平等を求めるタイ女性の意識の表れ」としての読みとりが可能になる。つまり、特定のパートナー以外に性交渉を伴う男女関係は、男性の「専売特許」であったものが、女性にも同等の権利があると見なす考えが若者の間に広まっている証左である。この点からは、「伝統的」ジェンダー概念とは異なっている点が読みとれる。

最後に、ジェンダー概念に関して、ナイトライフの場における客層との関連から指摘したい。ナイトライフの場には階層性が見出され、例えば、都市中間層を主要な客層としている場と、外国人が多く集まる場では、客層が分断されている。そして、後者が、グローバルな「同時代性」や「高級」な雰囲気を有していても、その場に集まるタイ人女性に対しては、「否定的まなざし」が存在している。この点には、外国人と一緒にいるタイ人女性が、「性産業従事者」であるというステレオタイプなイメージが強いことがその背景にある。そして、これは、男性側からというよりも、主に女性側からの「否定的まなざし」であり、ここには、タイにおける社会階層が介在していると言えよう。

このように、ナイトライフの場から考察した場合、タイのジェンダー概念は、多元性を有し、多層的なものであるという輪郭が浮き彫りになってくる。つまり、ジェンダー概念に作用している諸要因を考慮に入れた分析が必要であり、中でも、社会階層は、その一つの要因として作用していると認識している。ただし、この社会階層と関連したジェンダー概念の内的差異の精緻な分

析に関しては、今後の検討課題としたい。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場２ 13:30－14:05

タイの四半期 GDP の特徴とその国際的な位置づけについて

熊谷 章太郎
（日本総合研究所）

タイの四半期 GDP の特徴を整理するとともに、2012 年初に公表された新基準の年次 GDP のリビジョン・スタディを行った。

タイの四半期 GDP は、民間消費や総固定資本形成に関する詳細な内訳や季節調整値が作成・公表されており、他の ASEAN 諸国と比べて比較的に整備されている。

もっとも、①1990 年代前半を中心に、生産側と支出側の成長率が大きく事なる局面があること、②季節調整計数が安定しておらず、景気の基調判断に前期比を参照できない局面があること、③商品・産業分類や実質化の基準年が古く、それらに起因するバイアスが存在すること、など幾つかの分析上の問題も有している。

四半期 GDP のベンチマークとなる年次 GDP については、2012 年初に連鎖方式の導入を含む新基準の計数が公表された。新基準・旧基準間の年次 GDP の改定状況を分析したところ、GDP 合計値としては水準・伸び率に大きな変化はみられなかった。一方、内訳の個別項目では一部大きく変化している項目も見られており、個別の需要・産業項目を分析する際は留意が必要である。

現在、四半期 GDP は旧基準の年次 GDP がベンチマークとなっているが、今後、新基準の年次 GDP に合わせて改定が行われることが見込まれる。

タイの価格統制・価格監視規制等と社会的厚生への影響について

江川 暁夫
（総合研究開発機構 NIRA）

「1999年商品及びサービス価格法」に基づき消費者保護を目的として行われてきた価格統制・価格監視政策は、2004年には低所得者向け政策としての位置付けを明確にした。

この政策は、①政府にとっては、コスト負担がなく、政治的にも受けの良い「甘い蜜」であり、これまで対象品目の増加など強化の一途をたどってきた。しかし、こうした、事業者のみに負担を強いる政策は、標準的なミクロ経済学や産業組織論が示唆するように、独占や寡占の状態がない限り、当該財市場における総余剰を小さくしたり、過剰なコスト削減努力を強いることから被雇用者の給与の圧縮や解雇等が発生したりするおそれがある。こうした影響の憂き目は、低所得者ほど受けやすく、その結果、低所得者の購買力が低下する（換言すれば、低所得者向け対策が低所得者の窮状を悪化させる）ことにもつながりかねない。

一方、上述の問題はあるにせよ、②価格統制・価格監視規制が、低所得者の生活をより向上させるようにうまく設計されていれば、この政策を継続する正当性を多少は主張できるかもしれない。その際、ある財を価格監視制度の対象とする正当性とは、「低所得者がその財を用いている」ということでは不十分であり、「その財の価格上昇を抑制した時に中・高所得者のウェルフェアに比べて低所得者のウェルフェアがより大きく上昇する」ことが証明され得るというものでなければならない。また、規制対象となる財が適切に選ばれているときでも、その財の価格上昇率が物価上昇率以下に抑えられていなければ、政府の政策としては失敗である。

本稿は以上の観点から、まず、①に関し、これらの規制により当該財市場にどのような歪みが生じているか（あるいはそのおそれがあるか）を、教科書的な理解を通じて確認的に概観する。その上で、②に関し、Yitzhaki and Thirsk (1990) のモデルを応用して、タイ政府（あるいはタイ国民）の社会的厚生関数の形状にかかわらず当てはまる、価格操作が社会的厚生を高める場合に満たされるべき規制対象財の消費構造とマクロでの消費支出構造との関係性を、間接効用関数と統計数学から算出する。そして、2004年に価格監視規制を低所得者向け対策として位置付けた時点において、その関係性がどれだけ満たされていたかを、同年時点のHousehold Socio-Economic Surveyのデータを用いて定量的に分析する。

②に関する分析の結果、価格監視規制の対象は適切に選ばれてはいないこと、また、適切に選ばれている財についても、その多くが物価上昇率以上の価格上昇を経験してしまったこと、その一方で、中・高所得者層がより多く消費する財について価格監視規制がかかったり、価格上昇率が低いという状況がみられたこと、の３点が明らかになる。すなわち、価格監視規制は、低所得者以上に中・高所得者がより大きく裨益するという点で、一見役に立つように見せかけているだけの無駄な政策であり、継続する正当性が何ら見当たらない。そうした政策であるにもかかわらず、事業者に過剰な負担を与え、消費者の利益にも反し、かつ、その制度の遂行のために中央政府及び各県政府に膨大な組織を構築しているのであるから、この規制の乱用を避け、真に消費者

保護の観点から必要な財にのみ規制対象を絞り、それにあわせて組織体制も縮小することが賢明である。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場２ 14:50－15:25

タイにおける技術教育制度の歴史的形成過程

藤田 美紀
（筑波大学大学院・博士後期課程）

2011 年 10 月中旬以降、タイ中部からバンコクにかけて広がった洪水により、アユタヤ県、パトムタニ県にある 7 つの工業団地が浸水し、世界銀行によると経済的損失額は 1 兆 4,250 億バーツに達したといわれる。こうした甚大な被害が生じたのは、浸水した工業団地に外資系企業が数多く進出し(企業数 955 社、うち日系企業 484 社)、HDD やピックアップトラックなど技術集約度の高い製品の生産拠点として、世界のサプライチェーンの一角を担っていたためである。

こうした現状は、タイにおいて外資系企業による技術集約度の高い産業が近年大きく成長してきたことを表しているが、そこで働いているのがタイ人であることからわかるように、こうした産業を支える人材がすでにタイで育成されてきていることをも示している。

本報告は、このような技術集約的産業の成長を支えるにいたったタイの技術者に注目し、彼らがいかに教育・養成されてきたのかについて、タイにおける技術教育制度の歴史的な展開過程を通じて分析していくことを目的とする。

1985 年 9 月のプラザ合意以降、日系企業を中心とする外資系企業はタイ進出を本格化させた。技術者人材の需要が急速に高まるなか、特に人材養成の質的側面にかかわる問題に対応する必要が生じた。そこでどのような対応が取られ、高等技術教育制度が変容してきたのかを、以下の 3 つの機関を事例として検討する。

まず、伝統的な高等技術教育機関であるコンケン大学工学部を取り上げ、学校の設立や運営にかかわる主体、設備機器やカリキュラム、教員などにかんする創立時の史料と現在の資料を比較し、制度の変容について検討する。つぎに、新たな人材需要に応じることを前提として設立された、新しいタイプの大学である泰日工業大学を対象とし、従来の大学工学部との違いを検討する。最後に、技師協会と資格制度を扱う。技術者の一定の質的水準を保証する必要性が認識されるようになり、1999 年から技師協会のもとで技術者への資格制度が設けられた。その整備に至るまでの動きと制度的特徴について、管轄する技師協会にかんする史料から明らかにする。

これらの分析の中から、タイの高等技術教育がさまざまな先進国の制度の借用・導入によって多様な形で形成された過程を明らかにするとともに、グローバル経済という条件のもとで模索するなかで、導入された先進国の制度とは異なる、タイの高等技術教育制度が形成されていく過程を明らかにしていきたい。

企画１「タイ民主主義の 80 年（本編）」

Tossapon Tassanakunlapan (Chiang Mai University)
"The Commercializing Ultra Royalist Movements"

Yuji Mizukami (Chiang Mai University)
"Change of Informal Sector in the 10 years and Democracy in Thailand"

Saichol Sattayanurak (Chiang Mai University)
"War of Coining before and after the 1932 Revolution"

※大会当日会場にて配布

エスニシティの重層性―東北タイの伝統音楽モーラムを事例として―

平田 晶子
（東京外国語大学大学院／日本学術振興会特別研究員）

タイ王国の東北地方（以下、東北タイ）研究は、1960年代後半、Charles F. Keyesによる近代国家建設の一環で進められたイサーンの地方化の議論に端を発する。その後も国内外の人類学者によって東北地方に多数居住するといわれるラオを対象に研究が蓄積されてきた。最新の議論のなかでも、他の少数民族との相互行為や、中央政府の為政者や知識人の名付けの行為において、微妙な含蓄を込められて呼ばれるラオのエスニシティを浮き彫り化した論考（林1998、2000他）は多大な貢献を果たしたといえる。一方、ラオの名乗りの議論においては、東北タイのラオはバンコク中央の人間と話すときは自らをイサーン人と、近隣の非ラオ系住民と話すときはラオと、そしてラオス人民民主共和国に住む人たちや外国人と話すときは自らをタイと名乗るなど、様々な状況や社会的文脈に応じて使い分けられる。こうしたエスニシティの可変的かつ重層的な側面に関連付けて、本研究は東北タイで暮らす人々の伝統音楽モーラムを事例に取り上げて論じていくものである。

1980年代のアメリカ民族音楽人類学の一派に始まる東北タイのモーラム音楽の先行研究は、一枚岩ではないエスニシティの様相に配慮することなく、モーラム芸がラオを規定する民族指標であると自明視してきた。たとえば「ラオは高床式住居に住み、もち米を食し、（ケーンと呼ばれる）笙を吹き、モーラムを嗜む」民である（Miller 1985）、という通説である。先行研究が「所与のもの」として「東北タイの音楽＝ラオのもの」と扱ってきたことへの省察を踏まえて、本研究は、近年の人類学が提唱する「差異をもった関係性」(西井2001)の議論に依拠しつつ、歌のなかでみられる、他者との関係において保たれる「差異」に着目する。ここでいう他者とは、バンコクを中心に住むシャム族、ラオス人民民主共和国に住む「ラオ」、他の少数民族を指している。

そこで本研究は、東北タイの伝統音楽モーラムの歌詞を1970年代から時系列的に並べてみることで、それぞれの他者との対峙的な関係のなかから立ち現れる「差異」に対して、彼ら自身が歌の中でどのようにその「差異」を打ち消し、あるいは保ちながら、自らの表象を変化させてきたのかについて考察する。具体的な手法としては、フィールドで収集した一次資料に加え、モーラム歌とそれに関連する資料を用いて分析を行っていく。扱う資料は、CDおよびカセットテープ等の公的に流通されたメディア媒体であり、ラオ語ないし東北地方訛りの方言が解る者によってのみ受容される、公的表象として位置付けられる。この限定的な公的表象の解釈において客観的視点の主張に留意するため、1960年以降の冷戦対立構造、バンコク中央政府による東北タイへの経済開発計画、出稼ぎ労働、タクシン政権、二国間の政治経済部門の交流の活発

化、文芸活動など、様々な社会・政治背景の補足的説明を組み込んで議論を進める。
分析の結果、最終結論では、東北タイの音楽から読み解くことができるエスニシティの重層性を再評価したうえで、彼らの音楽創作活動の営為のなかで創り出されてきた彼ら自身の表象が政治的意図をもちながら変化してきたことを明らかにする。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場３ 14:10－14:45

タイのベトナム人社会の変容―ウボンラーチャターニー市を中心に―

高橋 勝幸
（ウボンラーチャターニー大学）

本報告は 1946 年ラオスを再征服しようとするフランスと独立運動との戦争からタイ側に避難し、ウボンラーチャターニー市内に住んだベトナム人の社会がいかに変わったかを説明する。その際、ベトナム語の教育・使用状況、職業・学歴、移動の制限、逮捕・こう留、帰還事業、抗仏・抗米運動、国籍について注目する。また、公文書や先行研究にみられる政策と報告者とアジア農村研究会による聞き取り調査から得られた実際の差異についても論じたい。対象は、第二次大戦後にタイに避難したベトナム人とその子孫である。本報告でいうベトナム人とは、外国人登録している越僑、タイ国籍をもつベトナム系タイ人、そしてタイ政府がかつて登録させた「ベトナム人難民」を指す。また、自分の意思で 1946 年タイに避難したベトナム人を第一世代とする。
タイ政府は当初、国際社会への復帰、フランスとの関係を考慮して、難民に対して便宜を図った。したがって、難民は住居、仕事を得ることができた。タイ政府は国籍を取得する機会も与えたが、一時的な滞在と考えたベトナム人はほとんど申請しなかった。
冷戦がアジアにも広がり、アメリカがフランスの植民地政策を容認し、反共政策を進めると、タイのベトナム人難民政策もその影響を受けた。ベトナム人は居住県、移動、公教育、職業の制限を受けるようになった。インドシナからフランスが撤退すると、タイ政府はベトナム人難民のベトナムへの帰還を検討し始めた。1959 年ベトナム民主共和国への帰還申請者数は 7 万人というから、ほとんどの難民が申請したことになる。帰還事業は 1960 年に始まり、トンキン湾事件が発生する 1964 年まで続き、4 万 6 千人が帰国した。ベトナム戦争中、タイ政府は派兵し、共産主義者に対する取り締まりを厳しくしたが、難民もその対象となった。帰国することも考慮して、第二世代は隠れてベトナム語の小学習会を開いた。ベトナム人は家族の養育、とりわけ第三世代の教育のために勤勉に働いた。その生業は畑作、養豚、養鶏、漁業、ベトナム食材製造・販売、旋盤工、修理工、建設業、大工・家具職人、商売、飲食店など多様であった。タイで生まれてタイ語をタイ人並みに話す第二世代の中には非合法だが、バンコクに出稼ぎした者も少なくない。警察の取り締まりは恣意的だったが、多孔的でもあった。1960 年代には、ベトナム人難民はある程度の経済的基盤を築いた。ベトナム戦後、国交が結ばれた。戦争で疲弊したベトナム政府が難民を受け入れることはもはや困難であった。また、タイで生まれた第二世代の多くは未知のベトナムへの移住を望まなくなった。しかし、その後のベトナム軍のカンボジア駐留から撤退まで、タイ政府の難民に対する政策は改善されなかった。
「冷戦」後に、タイとベトナムの関係が急速に改善し、ベトナム人に対する規制がなくなった。ベトナム人が「難民」から解放され、タイ国籍を取得することによって、移動の自由、公教育の機会、職業の自由を獲得した。また、パスポートを入手し、ベトナムなど外国への往来が可能と

なった。この 20 年の間に、元難民は地方レベルで経済的優位に立ち、その子弟は高等教育を受けている。一方で、ベトナム人集住形態の離散化、世代交代によって、ベトナム語の使用機会は著しく減った。ごく最近、東北タイ各県にベトナム系タイ人協会が設立され、ベトナム語教育、ベトナム文化の復興、ベトナムとタイの交流に取り組んでいる。2015 年 ASEAN 経済共同体に向けて、元ベトナム人難民はその出自、経験や語学を生かして、タイとラオスとベトナムを結ぶ役割を果たす可能性があり、存在感を増すと思われる。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場３ 14:50－15:25

民間治療師ネットワークの形成と治療師の正当化
―北タイ・チェンマイ県の事例から―

古谷 伸子
（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・研究機関研究員）

保健省内に設置されたタイ医療研究所を中心として、1990 年代以降、タイ医療の制度化および普及活動が進められてきた。時を同じくして北タイでは、そうした中央の動きに沿いつつ、HIV 感染者・エイズ患者ケアにおける民間治療師（モー・ムアン）の潜在力など、独自の要因も加わり、治療師の活動が活発化し始める。そして、治療師たちは地域住民、医療従事者、NGO などと連携しながらグループ化、ネットワーク化し、地域社会を超えて活躍の場を拡大させてきた。本報告では、1990 年代以降の北タイ・チェンマイ県における民間治療師グループ／ネットワークの形成と活動の過程をふりかえりつつ、そこへ参加した治療師たちの経験から、民間治療師グループ／ネットワークと治療師の正当化との関係について検討する。

チェンマイ県における民間治療師ネットワークの形成過程はおおよそ次の３つの段階に分けられる。（１）地域における治療師同士の交流、治療師グループの結成（1990 年代前半～）、（２）グループ間の連携、組織の大規模化：チェンマイ・モー・ムアン・ネットワーク結成（1997 年）、（３）分裂、活動衰退、再び個別の実践へ（1999/2000 年頃～）：ラーンナー・モー・ムアン・ネットワーク結成。本報告では、治療師グループ結成当時から最近にいたるまで、民間治療師グループ／ネットワークの活動に比較的深く関わってきた治療師を事例として取り上げる。そして、２つの異なる方向性をもった治療師の正当化が同時に見られることを指摘したい。一方で、治療師はタイ医療の枠組みにおいて法的正当性を獲得し、また公的な保健医療の一端に加わるなど、上から正当化されていく傾向にある。だが他方では、自らを「村人」である治療師として位置づけ、北タイの慣習にのっとったクライアントとの互酬的関係性、「師（クー）」の崇拝に関わる伝統的正統性や地域住民からの承認を拠り所として別の基準で下から正当化していこうとしているのである。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場３ 15:40－16:15

タイ北部の農村における高齢者の暮らし―ミエン族の事例―

増野高司
（国立民族学博物館・外来研究員）

１．はじめに

タイ北部に暮らすミエンのひとびとは，1960 年代には，父系合同家族を理想とし，山間部において焼畑を営み，自給用の陸稲とともに換金作物を栽培する者が多かったと考えられている．しかしながら，とくに 1990 年代以降には，焼畑は営まれなくなり，核家族化の進行（吉野，2003）や，出稼ぎ者の増加（吉野，2005）などが顕著になっている．このように社会経済的状況が，めまぐるしく変化するなかで，父系合同家族が理想とされた時代に青年だった方，つまり現在の高齢者はどのような暮らしをしているのだろうか．

本報告の目的は，おもに 2010 年度および 2011 年度におこなった調査から，タイ北部のミエンが暮らす農村を対象に，その高齢者の暮らしを概観するとともに，高齢者世帯とその子供の世帯との関係をみてゆくことから，親族内における高齢者の役割を把握することである．

２．調査地および調査方法

調査はパヤオ県のチェンカム郡に位置するミエンが暮らす山村（Ｐ村）を中心に実施した．Ｐ村の人口は，22 世帯に約 130 名である．村では各世帯が常畑で自給用に陸稲，そして換金用にトウモロコシを栽培している．このほか，ゴム樹脂の採集に従事する世帯もみられる．また，若者を中心に都市部へ働きに出ることも一般化している．

調査では，聞き取りによって各世帯の家族構成および親族関係を把握した．高齢者世帯については，その生業および経済活動など日々の暮らしについて聞き取り調査および参与観察を実施した．現地調査は，2011 年 6 月，8 月，2012 年 1 月に実施した．

３．結果およびまとめ

Ｐ村では核家族が中心となっており，明らかな合同家族を形成するのは４家族のみだった．Ｐ村内に暮らしていても子供世帯が親世帯とは別の独立した家に暮らすこと，そして子供世帯が都市部で暮らすことにより，高齢者夫婦のみが暮らす世帯が形成されていた．最近では，都市部での労働をやめて夫婦でＰ村に戻り農業に従事するため，親世帯との同居を開始した事例があった．これは，2010 年と 2011 年にトウモロコシおよびゴム樹脂の販売が好調だったことを受けての行動と考えられる．

高齢者であっても元気なうちは農業に従事する．おおよそ 60 才代になると，各人の健康状態に合わせて農業から引退するようである．親世帯が孫の世話をする事例が確認できた．孫の親世帯は都市部に働きに出ていた．高齢者世帯のうち，少なくとも 1 世帯は，健康状態には問題はないが，農業をやめて都市部で働く子供からの送金により暮らしていた．この高齢者世帯は農業をや

めたが，家庭菜園および庭先での家畜の飼育を続けていた．そして息子夫婦の結婚式の際に供犠として利用するブタを無償で提供していた．

高齢者は，子供世帯の活動をさまざまな形で支えることで，親族全体でみた場合の儀礼や経済活動等の維持および活性化に貢献していると考えられる．

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場３ 16:20－16:55

タイにおける山地民の政策と地域社会―狩猟採集民ムラブリの事例－

池谷 和信（国立民族学博物館）・中井 信介（大谷大学）

これまで、タイにおける山地民の政策と地域社会とのかかわりについては多くの研究が蓄積されてきた。しかし、ムラブリに関しては山地民の一部に含まれるが、その人口規模が小さいことや農民ではないことなどからあまり注目されてこなかった。近年、国際的にはタイの研究者を中心として、民族学や言語学の分野でムラブリに関する研究が活発化している。本研究では、1990年代後半まで移動生活を送っていたムラブリが、政策の影響を受けて、どのように定住生活に移行しつつあるのか、その結果彼らの社会経済生活にどのような変化がみられるのかを明らかにすることを目的とする。筆者らは、タイ国内に 4 ヵ所あるムラブリの集落を広くまわると同時に、2003 年以降現在までの約 10 年間、毎年、ナーン県フアイユアック(Huai Yuak)集落における短期間の調査を繰り返してきた。その結果は、以下のとおりである。

1）**開発政策**：過去 10 年間のムラブリへの政策は、2007 年を境にしてナーン県の山地民センターが主導した時代と、王室プロジェクトが主導している時代とに大きく分けられる。前者の時代には､日本を含めた数多くの NGO も関与しており､集落内の施設の建設や農耕や家畜飼育(豚、鶏、水牛）の推進、水浴びの奨励、ソーラーパネルの設置などその内容は多岐にわたっている。後者の時代には、集落に警察が常住し、常住の役人による成人教育、養殖（蛙）の試みなど、手厚い保護・監視が行なわれてきた。

2)**集落システム**:開発政策に対してムラブリはどのように対応したのか｡ムラブリの集落は、すでに存在していたモン族の集落からおよそ 500m離れた所の森を切り開いて 1998 年に計画的につくられたものである。このため、集落の周囲にはわずかな森が存在する程度であり家屋が密集している。過去 10 年間における人口総数は、2003 年には約 120 人であったものが現在（2012 年 2 月）では約 180 人に増加している。これは、他のムラブリ集落からの移住者によっている。また、過去 10 年間における集落内の家屋の配置をみると、死者が出たこと、息子世帯の独立などの理由により移動や新設が認められる。

3）**経済活動**：ムラブリの経済活動は多様であるが、近隣に暮らすモン族に雇われて彼らの農耕活動を手助けする仕事が中心である。過去 10 年間をみると、ムラブリの仕事先は近接のモン集落に限定されることはないが、ほぼ両者の社会関係は固定していることが多かった。また、1998 年の移住当初、ムラブリのなかで自らが農耕に従事する人は皆無であったが、その後、従事者が

微増して現在では 7 世帯が従事する。現在、一部のムラブリはモン族から脱穀機を借りて農作物（トウモロコシ）を販売しており、その収益でオートバイを購入した人もいる。

以上のようなムラブリ集落の事例は、他の 3 集落をとりまく政策や社会変動を考える参照枠になると考えている。報告では、これまでの開発政策は成功に至ったのか、彼らはどうして農民になれないのか、現在進められている新たな移住政策の是非について考察する。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/07
自由論題報告要旨 会場３ 17:00－17:35

国民と少数民族のはざまで
―シリントーン王女によるモーケン村落視察の現場から―

鈴木 佑記
（日本学術振興会特別研究員 PD／早稲田大学アジア研究機構）

モーケンは、タイ領およびミャンマー（ビルマ）領のアンダマン海域に暮らす人々である。しばしば「漂海民」や「漂泊漁民」などと表象されることからも想像できる通り、かつては船を住まいとして島嶼間を移動しつつ、漁撈活動に生活の基盤をおいていた。ところが 1980 年代以降、政府による海域の管理が強化されるにつれて、海上における移動と漁撈活動に制約が加わるようになり、ほぼすべてのモーケンは陸地に定着して村落を形成するようになった。

本報告で取り上げるのはそうした定住村落のうちの一つで、パンガー県の海域に浮かぶスリン諸島のモーケン村落である。同村落は国立公園の指定域内に位置するにもかかわらず、行政から政治的関心を払われることはほとんどなかったのだが、2004 年末発生の津波に被災した後は、国家によるモーケン社会への介入の度合いが強まりつつある。その背景には、津波被災後に少数民族モーケンの存在がメディアによってさかんに取り上げられ、「市民証」（国籍）を要求するモーケンの発言が注目されるようになり、一部の研究者がモーケンの国民化を促すよう政府に働きかけたという経緯がある。

津波被災当時、スリン諸島に暮らしていたモーケンのなかで市民証を持つ者は 199 名中 5 名のみであったが、その後、内務省統治局と郡役所の係員が村落住民のパーソナル・ヒストリーを聞き取りし、2006 年 4 月 15 日にはインタビュー調査の結果に基づき 34 名に対して市民証を配布した。そして 2008 年 3 月 10 日には、市民証を所持しないその他の住民に対して、「人民及び住所未登録者随身証」を配った。こうしてスリン諸島のモーケンは、タイ国民であるモーケンと、タイでの居住のみ許可されたモーケンという二つのグループに大きく分かれることになった。ただし両者には、基本的に国民であろうとなかろうと国家から少数民族として扱われるという共通点がある。

本報告では、2008 年 3 月 13 日に実施された、シリントーン王女によるスリン諸島のモーケン村落視察の内容を取り上げ、報告者が王女の視察前・視察中の村落で観察した記録をもとに、国民と少数民族のはざまで揺れているモーケンの姿を点描することを試みる。

「タイ式立憲君主制」の完成と硬直―プーミポン国王の憲法政治学―

下條 芳明
（九州産業大学）

現代タイの君主制は、第一次世界大戦期以降の「君主制の凋落」という世界的趨勢にもかかわらず、とくに２０世紀後半には、西欧・北欧の立憲君主制やわが国の象徴天皇制とならんで、プーミポン現国王（在位 1946―現在）の治世下で注目すべき発展を遂げてきた。一般に西洋の政治発展理論によれば、「君主制」と「民主主義」は対抗・矛盾関係にあると説明する（たとえば、カール・レーベンシュタイン『君主制』昭和３２年)。ところが、タイでは、１９４６年王国憲法以来、この国固有の「国王を元首とする民主主義」（各王国憲法２条）という立憲的統治体制を採用して、とくに民主化の動向が顕著となる１９７０年代以降、タイ王制は、「ラク・タイ」原理に基づき民主政治の重要な基盤となるだけでなく、憲法政治上、民主政治の行き詰まりを打開する救国的責務を果たしてきた。

タイ憲法政治の基本的特徴として、しばしば民政・軍政の「変動性」に対して、王政の「恒常性」が指摘される。確かに、現行憲法までじつに１８を数えるタイ各憲法における国王の地位と権限は、きわめて強力にして不変・不動である。いずれも国王は神聖不可侵にして、仏教徒として宗教の擁護者、国軍の総帥の地位に置き、権限の面では、立法裁可権、下院の解散権、内閣総理大臣の任命権、国務大臣の任免権、宣戦布告権、条約締結権、恩赦権、文武官の任免権、緊急命令権、緊急財政権など強力な国王大権を定めている。

しかし、１９３２年に始まるタイ立憲君主制の展開を辿るならば、早く見ても１９５７年にサリットによるクーデタの成功によって開発独裁政権が樹立されるまでは、国王統治の憲法政治上の実態は、憲法規定上のその強力な地位・権限に適合しているわけではなかった。プーミポン国王は、即位当初、人民党系のピブーン政権によりその政治的権限の行使を大きく制約されており、その後、開発独裁政権との協調の時期を経て、とりわけ１９７３年の「１０月１４日事件」や１９９２年の「５月の惨劇事件」の際、軍部と民主化勢力との政治的対立を見事に収拾することにより、調整権的君主としての地位を確保する。こうした国王の政治的・社会的権力の増大を背景にして、１９９０年代以降、１９９１年、１９９７年および２００７年の三つの王国憲法において、「タイ式立憲君主制（Thai way of Constitutional Monarchy)」とも呼ばれる現代タイ独自の立憲君主制が確立された。

本報告では、立憲君主としてのプーミポン国王の成長過程も視野に入れながら、１９３２年以来のタイ立憲君主制の展開について憲法政治学的に考察する。併せて、２１世紀に入り、いま新たな国家分裂の危機に直面しているタイ王制の現状と今後を展望してみたい。

【参考文献】
・加藤和英『タイ現代政治史―国王を元首とする民主主義―』（弘文堂、平成７年）
・下條芳明「「タイ式立憲君主制」の形成と特質―憲法政治史およびアジア風土論的考察―」憲法学会編『憲法研究』第４２号（平成２２年６月）

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/08
自由論題報告要旨 会場１ 10:40－11:15

タイにおける産業廃棄物処理業優良化施策に関わる一考察

佐々木 創
（中央大学経済学部）

2001 年にタイの産業廃棄物処理市場の規制緩和が行われて以来、所管官庁

กรมโรงงานอุตสาหกรรม

（Department of Industrial Works:DIW）によって認可された廃棄物・リサイクル工場は、2012 年 6 月現在、工場コード 101（焼却、埋立施設）146 施設、105（保管、分別施設）1,437 施設、106（リサイクル施設）647 施設、

合計 2,230 にも上る。

業者が増加したことにより、過当競争や情報の非対称性など市場の失敗が発生し、不法投棄や不適正処理が相次いでいる[佐々木 2008]。これまでの DIW の対策や取締も後手回っており、関連法令等が 17 本も施行されているなど、事業者にとっても不透明な法体系になっていると言わざるを得ない（右図）。

廃棄物リサイクル工場優良化基準で規定されている法令項目数

記号	GP基準の中で照考にされた工場法および有害物法に基づいて制定された法律の名称
z	電子方法による廃棄物処理の報告方法に関する工業省告示（2004年）
y	液体物を伝熱媒体とするボイラーに関する安全対策に関する工業省告示（2006年）
u	排気ガスの自動測定器設置に関する工業省告示（2001年）
t	工場からの排気の不純物規制に関する工業省告示（2006年）
s	セメント工場からの排気の不純物規制に関する工業省告示（2002年）
r	焼却炉から出た有害排気の不純物量規制に関する工業省告示（2002年）
o	有害物運搬による損害の保証に関する工業省告示（2006年）
n	有害廃棄物輸送管理のマニフェストに関する工業省告示（2004年）
m	廃棄物の処理に関する工業省告示に従う有害廃棄物の収集及び運搬者の代理の審査基準に関するDIW告示（2005年）
l	有害物質委員会告示「2002年 陸上有害物運搬」
k	工場からの排気汚染に関する種類及び量の報告に関する工業省告示（2007年）及DIW告示「2008年 工場から排出された汚染物質の種類および排出量の報告が義務付けられている工場の種類の規定」
j	工場の種類規定、環境に対する影響を有する排気方法規定、監督者の資格・事業者・環境汚染防止のための監督登録基準規定に関する工業省告示（2002年）
i	排水の水質規制に関する工業省第二告示（1996年）
d	工場操業許可書または環境への影響分析の報告書（EIA）における環境への影響の防止・軽減対策に定められた工場操業の要件
c	Factory Act B.E.2535に従った工業省令第2号（1995年）
b	廃棄物の処理処分企業の廃棄物処理処分の方法および方針に関するDIW告示（2007年）
a	廃棄物の処理に関する工業省告示（2005年）

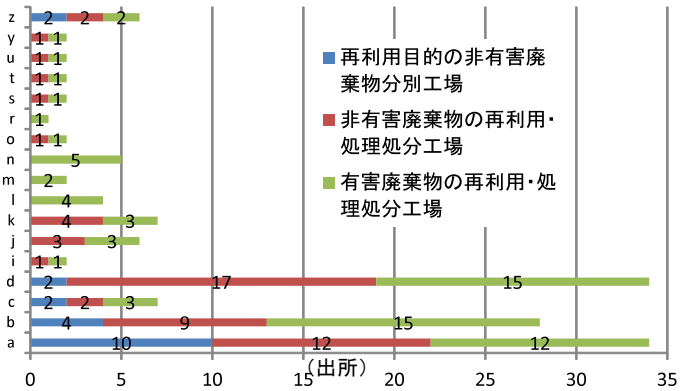

（出所）

そこで、DIW ではこれまでの「不適正業者の取り締まり」から、「適正業者の育成」に施策の力点を移し、2011 年より優良化事業を実施している[近畿経済産業局 2011]。本報告では、タイの産業廃棄物処理市場を概観するとともに、DIW によって作成された優良事例マニュアルや表彰制度等の 2011 年より実施された優良化事業の概要を報告し、今後の施策のあり方について考察する。

参考文献

佐々木創（2008）「タイにおける産業廃棄物処理とリサイクルの現状―規制緩和政策を中心として―」、小島道一編『アジアにおけるリサイクル』、研究双書 No.570、アジア経済研究所、pp.193-224

近畿経済産業局（2011）「タイ　チョンブリ県における循環型経済の発展に向けた事業化可能性調査」

กรมโรงงานอุตสาหกรรม (2011)
"หลักปฏิบัติที่ดีสำหรับการให้บริการบำบัดกากอุตสาหกรรม"

付記　本報告は近畿経済産業局による 2010 年度「タイ　チョンブリ県における循環型経済の発展に向けた事業化可能性調査」及び 2011 年度「ワンストップサービス検討委員会」で入手した資料を活用している。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学）　2012/07/08
自由論題報告要旨　会場１　11:20－11:55

2000 年代タイの産業公害と環境行政
―マーッタ―プット公害訴訟の分析―

船津 鶴代
（日本貿易振興機構 アジア経済研究所）

本報告では、2000 年代のタイの環境・公害行政の特徴について、マーッタ―プット公害訴訟の事例をもとに分析し、1992 年から 20 年間近くも抜本的な公害管理制度の整備が進まない背景を析出する。とくに、タイの公共政策領域に横たわる二つの問題点に着目する。一つ目は、複線型で機能が分節化したタイの環境行政制度の特徴であり、二つ目は、グローバル化のなかで熾烈な経済・投資誘致競争を進めるタイでは、政府が企業への十分な統治能力を発揮していないという問題点である。

2009 年、タイの産業公害の代表的なケースであるマーッタ―プット工業団地（以下、MTP 工業団地と略）の行政訴訟は、大気汚染を放置した国の不作為を訴えて地域住民と NGO が表面的には勝訴し、MTP 工業団地は公害防止管理地区に指定された。そのため一時は、1992 年以来、国家環境法の抜本改正もなされないまま遅滞してきた公害管理制度の整備が、この行政訴訟をきっかけに大きく歩を進めるのではないか、という観測を生んだ。しかし、実際は揮発性有機化合物（VOCs）という技術的にも検出困難な大気汚染物質を相手に、2012 年 2 月に入っても公害管理局は、汚染に関わる製造工程の解明を局主導で進めるといった原因究明ができず、公害管理のスタート地点に立てていない。さらに 2012 年 5 月 5－6 日には同団地の 2 工場で爆発事故やガス漏れ事故が相次ぎ、141 名の死傷者を出す大惨事が発生した。なぜ公害防止の管理地区に指定されながら、このような事態が生じ続けるのか？

本報告では、MTP 工業団地訴訟の展開を例に、（1）複線型で分節化したタイの環境行政組織は、既得権をもつ行政組織の権限を脅かさない範囲でしか動けず、組織間の意思決定をトップダウンで調停する仕組みも十分に機能していないこと、そして（2）工業団地という「飛び地」経済さながらの特権を企業に付与した制度において、生産から公害管理・操業の許認可まで管轄権限を有するはずのタイ工業団地公団（IEAT）が、MTP では企業の公害対策、保有する有害物質の設置状況から把握できておらず、企業への統治能力を発揮していないこと、を明らかにする。この分析を通じて、中進国であるタイが先進国とは異なる産業発展や開発の条件におかれていること、後発の公共政策領域である環境政策がタイでは既存の公共政策領域の隙間をぬってしか存立できないこと、に目をむけたい。

土盛り都市・バンコク
―洪水と共存する減災システムの形成と近代の変容―

岩城 考信
（法政大学デザイン工学部・教育技術員）

バンコクは、チャオプラヤー川の沖積によって形成された、海抜数メートルの平坦な低湿地に立地する。そこは雨季の終わりに河川が氾濫する洪水常襲地域であった。ただし、河川勾配が緩やかなチャオプラヤー川の洪水は、平常時も洪水時も流水の速さがあまり変わらない。そのためバンコクでは、堤防やダムといった洪水を防ぐ大規模の防災システムではなく、洪水と共存する小規模の減災システムを伝統的に発達させてきた。

伝統的な減災システムは、3 つの段階に分けることができる。地域レベルで大小の水路を網目状に張り巡らし、それらは氾濫水を蓄え、また下流へと迅速に流す機能を担っていた。敷地レベルでは日本の水塚のように敷地の一部あるいは全体を土盛りし、さらに建築レベルでは高床を採用し洪水の被害を最小限に抑えてきたのである。それら 3 つの洪水対策の中で、現在に至るまで積極的に行われてきたものが、土盛りである。

19 世紀末からバンコクでは、都市や建築が西洋の影響を受け近代化を迎える。この時期に都市部では人口増加に伴う高密化が進んだ。さらに、都市開発の手法は水路開削から道路建設へと変化し、都市域は郊外へと急激に拡大した。発表者は、1900 年前後の既存都市の高密化、さらに開発手法や建築物の変化によって、土盛りは劇的に拡大し、そのあり方も変容したと考えている。

それでは、土盛りによる洪水対策は、そもそも、いかなるものであったのだろうか。そして、それは近代化の過程のいかなる要因により、どのように変容を遂げていったのであろうか。国立公文書館や国立図書館が所属する、文書史料や古地図史料をもとにその様相を歴史的な視点に立脚して明らかにする。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/08
共通論題要旨 会場 1 14:30-17:00
「2011 年大洪水を通してみるタイの自然、社会、テクノロジー」

チャオプラヤ川における 2011 年の大洪水およびその原因

小森 大輔
（東京大学生産技術研究所）

2011 年、タイ王国中央部を流れるチャオプラヤ川の歴史的大洪水のため工業団地が次々と泥流に沈み、日系約 450 社を含む 800 余りの企業が浸水被害を受けた。2011 年タイ国内における 800 人以上の自然災害死者数のうち大多数はこの洪水に伴う溺死者とされ、1000 万人以上が影響を受け、11 月 14 日のピーク時には 2 万 km2 近くの農地が被害を受けたとタイ国内務省は発表している。被害総額は世界銀行の推計で不動産等資産損害 6,600 億バーツと機会損失 7,000 億バーツの合計 1 兆 3,600 億バーツ(約 3.5 兆円)にも上り、日本の損害保険会社が日系企業に支払う保険金額は再保険分も含めると 9000 億円と東日本大震災の企業向け地震保険支払額の 6000 億円を大きく超える見通しとなった。チャオプラヤ川流域では過去にも多くの洪水を経験しており、将来においても今次の洪水と同規模の洪水の発生が十分予測される。また、グローバリゼーションが進む今日において、今次の大水害はタイの国内問題にとどまらず、サプライチェーンを通じて日本のみならずグローバルな産業活動を行っている世界全体の問題となった。

2011 年チャオプラヤ川の大洪水は流域開発に伴って潜在的に増大していた水害リスクが 50 年に 1 度多雨によって顕在化した。一方、蒸発量や浸透量は洪水年であろうとも大きく変化しない。ヨム川流域にあるタイ気象局スコータイ観測所の観測データ（1971～2000 年）を例にすると、5 月から 10 月における降水量とパン蒸発量の積算量の平年値はそれぞれ 1,192 ㎜と 842 ㎜で残りの 350 ㎜分が川に流れてくるところ、今年の雨量が平年の 1.4 倍に対し蒸発する分はほぼ変わらないため、川に流れてくるのは約 860 ㎜、平年の 2 倍以上（246 %）になったと推定される。2011 年は 6 月から 10 月におけるナコンサワン市での総流量は 326 億 m3 であった。チャオプラヤ川上流域にある全 7 ダムの総貯水容量は、琵琶湖の貯水量に相当する 247 億 m3 であり、今年のナコンサワン市での総流量がその値を大きく上回っていることは今洪水の規模を推し量るのに十分であろう。半年にも及ぶ雨季の総雨量が洪水に効き、一旦氾濫すると長期化してなかなか排水されないというチャオプラヤ川の流出特性は日本国内で一般に認識されている水害とはやや異なるが、日本でも低平地では同様の水害が生じていた時代もある。2 大ダムであるプミポンダムおよびシリキットダムは、10 月初旬までに総氾濫量の半分に相当する約 100 億 m^3 を貯留し、本洪水を効果的に緩和した。降雨量の季節予報は未だ最先端研究課題の一つとされて

おり日本の技術をもってしても難しく、下流河川の洪水疎通能力と現にダム下流が氾濫した条件の下での貯水操作は許容限界の極限のタイミングであったと考えられる。

タイと日本との間では、タイからの農作物の輸入やタイへの製造業の進出などを通じて経済交流が多い。さらに科学技術分野においても、衛星地球観測に関する両国機関の間では人的・技術的交流の歴史も長く、また過去 15 年以上にわたって水文・気象分野での共同観測研究が推進されている。タイの国家基盤として重要な治水事業を日本が率先して協同で推進することは、タイ一国のためだけでなく、日本の国家戦略として非常に重要であり、喫緊に推進すべきである。

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/08
共通論題要旨 会場 1 14:30-17:00
「2011 年大洪水を通してみるタイの自然、社会、テクノロジー」

2011 年洪水時のプミポンダム操作とタイ社会

星川 圭介
（京都大学）

北タイのピン川に設置されたタイ最大にして 135 億 m^3（琵琶湖の約半分）の貯水量を持つプミポンダムは，2011 年 10 月初旬から 12 月初旬にかけて満水による洪水調整機能不全に陥った．最終的にダムの水位を押し上げた 9 月末からのピン川の増水はバンコク近郊が徐々に冠水し始める 10 月 20 日頃まで続き，この間，流入する大量の水をそのまま吐き出すプミポンダムの姿が「危機」という言葉とともに連日報じられた．プミポンダムがどの程度洪水に影響したかはともかく，人々がプミポンダムに対して怨嗟の念を抱いたとしても不思議はない．ダムを管理する電力公社や灌漑局は，「雨期の初めに十分な放流を怠った」，あるいは「発電を優先して故意に水を貯め込んだ」という批判にさらされることとなった．

批判に対する電力公社の釈明を要約すれば，「規定通りの水位を維持していたところ 8 月以降豪雨が続き，洪水の被害が出ている下流側に配慮して十分な放流を行えないままにダムの水位が上昇してしまった」「発電はダムの主たる目的ではない」ということになる．2011 年のダムの貯水位・流入量・放流量の推移を，ダムの月別水位を規定した曲線（ルールカーブ）と見比べてみると，確かに電力公社の釈明と矛盾する箇所はない．放流量増加が規定されているのは貯水位が海抜 256 メートルに達して以降（2011 年の場合は 9 月 27 日以降）であり，雨期の初めに放流量を増やさなかったとしてもそれを怠慢として責めることは難しい．ただし操作規定やルールカーブ自体が洪水期におけるダムの満水を招きやすい設定であった可能性が高かった点は指摘せざるを得ない．

プミポンダムが建設された 1964 年以降の水位操作データを見ると，8 月上旬に 2011 年とほぼ同じ水位にあった 12 カ年中，1975 年，2002 年，2006 年の 3 カ年で 8 月以降に 2011 年とほぼ同じ水位増加を示し，10 月初旬に満水に到達，うち 1975 年，2002 年には 2011 年同様非常用排水ゲート（洪水吐）からの排水が行われた．この事実からは 2 通りの可能性が指摘できる．まず，8 月に 2011 年同様の水位を保つ場合，以後どのような操作を行っても 3－4 年に一度の高確率で洪水吐を作動させる事態に陥るという可能性，もう一つは，ルールカーブを順守しながら 10 月に満水位 260m を達成するための「ガイドライン」というべき線が規定されており，満水となった過去 4 カ年はいずれもその曲線に沿うよう操作がなされたという可能性である．後者の可能性は

過去 4 カ年の間で 9 月の貯水池流入量時系列パターンが大きく異なるにもかかわらず貯水量増加曲線がほぼ一致することにより強く示唆される．2011 年がその他 3 カ年と異なったのは，10 月の月間貯水池流入量が過去最高を記録してしまったことである．ルールカーブにせよ上記「ガイドライン」にせよ，洪水吐の運用を頻発させる点で日本の常識からすれば異常（日本では 100 年や 200 年に一度の事象として想定される）なのだが，「場合によっては多少の洪水は許容される」タイ社会であったから成立し得てきたといってよい．問題は，洪水に対するタイ社会のありようが急速に変貌したこと，そして「場合によっては」という例外規定が社会的合意のないままに運用されてきたことであろう．

日本タイ学会 第 14 回研究大会（大阪大学） 2012/07/08
共通論題要旨 会場 1 14:30-17:00
「2011 年大洪水を通してみるタイの自然、社会、テクノロジー」

「転ばぬ先の杖」障害者によるバリアフリー社会への提言
―洪水時の選択肢から見えた社会的障害―

吉村 千恵
（京都大学東南アジア研究所 研究員）

2011 年にタイでおこった洪水は、在タイ日系企業の操業に影響を与えたことなどによって日本でも大きなニュースとして報じられた。そして、マスコミやソーシャルメディアでは、水の中を移動する泣いたり笑ったり、写真の前でポーズをとったりと様々な雰囲気の人々が映し出された。さらに、洪水の深刻さを伝えるに効果的なワンシーンとして高齢者や貧しい人々が逃げることも出来ずにその場に残っている場面も報道された。富裕層がチェンマイなどにある別荘や親戚・知人宅へ早々に逃げた事実と対比して、社会的弱者が洪水被害地域にとり残された場面をもってタイの階層社会を指摘する報道もあった。障害者も「居残り」を余儀なくされた社会的弱者である、というのが一般的な見方かもしれない。事実、少なからぬ障害者が自宅に残っていた。しかし同時に移動した障害者も多かった。では実際に、障害者は、その時どうしたのだろうか。もし移動したとしたらどこへ移動したのか、移動しなかったとしたらなぜか。本発表の問いはここから出発する。

従って、本発表の第一の目的は、移動した障害者・移動しなかった障害者がその選択をした際に重視したことや判断のもっとも大きな根拠は何だったかを検証し、分析することである。もちろん、全ての障害者は各自のもっているネットワークをもとに各自で判断し移動または残留を決めているので、障害者をひとくくりには出来ない。しかし、本発表で検討するように残った障害者、移動した障害者の状況をみていくことで、一部なりともその背景が明らかになるだろう。

加えて、その経験を経て障害者がタイ社会に対して感じたことは何かを検討することが本発表の二つ目の目的である。障害者だからとひとくくりには出来ないとはいえ、ある緊急事態が発生した際にそれまで不可視だった社会のある一面が露呈することは多々ある。本発表に当たり、あらためてタイの障害者たちの声を聞くと、洪水そのものへの声ではなくタイ社会そのものへの声と捉えられることがほとんどであった。レスキュー隊との遭遇によって感じたこと、移動の選択、情報収集、仲間の存在など、本発表では、彼らが洪水によって痛感した「タイ社会に言いたい、障害者らの声」をまとめ、彼ら／彼女らの選択やそれによって感じたことの言語化を試みる。そ

のことで、タイ社会の諸問題を可視化できるのではないだろうか。彼らの声から浮かび上がる声をもとにタイ社会の諸問題を検討することは、今後のタイ社会のあり方にとっても重要な視点であると考える。

บทคัดย่อ

พาณิชยการของขบวนการนิยมเจ้าอย่างออกนอกหน้า

ทศพล ทรรศนกุลพันธ์

คณะนิติศาสตร์ มหาวิทยาลัยเชียงใหม่

ขบวนการนิยมเจ้าอย่างออกนอกหน้าเป็นเครือข่ายทางสังคมที่เชื่อมโยงกันด้วยการสื่อสารและกิจกรรมเชิงพาณิชย์โดยหยิบฉวยเอาสถาบันกษัตริย์มาเป็นสัญลักษณ์ร่วมในการขับเคลื่อนขบวนการ ทั้งนี้กลุ่มที่อยู่ในเครือข่ายนี้มีทั้งกลุ่มผลประโยชน์ทางการเมือง กลุ่มทุน หน่วยงานของรัฐ สื่อ และมวลชนที่อยู่ในฐานะผู้ประกอบการและผู้บริโภคความหมายของสัญลักษณ์ กระบวนการพาณิชยการนั้นอาศัยวิธีการสื่อสารที่ง่าย แพร่หลาย ไม่ต้องอธิบายในเชิงเหตุผล และกระทำซ้ำในโครงเรื่องเล่าเดิมๆ เพื่อประกอบสร้างอารมณ์ความรู้สึกที่แรงกล้าต่อสถาบันกษัตริย์ โดยผู้เล่น หรือกลุ่มต่างๆที่อยู่ในเครือข่ายนี้ ได้ใช้ภาพลักษณ์ของสถาบันกษัตริย์มาช่วยส่งเสริมภาพลักษณ์ขององค์กรตนด้วยการหยิบยืมมาในรูปแบบของการเทิดทูนสถาบัน ทั้งนี้การทำโฆษณาประชาสัมพันธ์กิจกรรมส่งเสริมการขายเชิงภาพลักษณ์อาจแสดงออกมาในรูปแบบของสื่อประเภทต่างๆมากมาย รวมถึงการดำเนินกิจกรรมเชิงการเมืองของบางกลุ่ม เช่น การนำสัญลักษณ์ที่มีความหมายเชิงนัยยะที่เชื่อมโยงกับสถาบันมาใช้ในการชุมนุมและเดินขบวน อาทิ แฟชั่นที่ต่อมากลายเป็นชื่อเรียกกลุ่มมวลชน “เสื้อเหลือง” ขบวนการเหล่านี้มักใช้เนื้อหาเกี่ยวกับ การคิดดี ทำดี สามัคคี รักชาติ เพื่อถวายแด่ในหลวง มาเป็นเครื่องมือสะกดความคิดเห็นต่างของกลุ่มที่มีอยู่อย่างหลากหลายในสังคมไทย จนทำให้เกิดขบวนการโต้กลับต่อวาทกรรมดังกล่าว และมีการให้ข้อมูลตรงข้ามออกมาจนมีส่วนลดความชอบธรรมเชิงสัญลักษณ์ของสถาบันกษัตริย์ อย่างไรก็ดีการครอบงำเชิงสัญลักษณ์ยังมีอิทธิพลสูงทำให้เกิดผลทางกฎหมายที่มีลักษณะยกเว้นหลักการทั่วไปเมื่อต้องปรับใช้กับกรณีที่ขบวนการนิยมเจ้าอย่างออกนอกหน้าแอบอ้างเพื่อเป็นประโยชน์ในการสร้างความชอบธรรมแก่กลุ่มตน ซึ่งปฏิบัติการพาณิชยการของขบวนการนิยมเจ้าอย่างออกนอกหน้าก็ได้สร้างผลกระทบต่อสถานะของสถาบันกษัตริย์ในสังคมไทยอย่างไพศาล

คำสำคัญ; ขบวนการนิยมเจ้า, พาณิชยการ, เครือข่ายทางสังคม, ผลทางกฎหมาย, สถาบันกษัตริย์

Abstract

The Commercializing of Ultra-Royalist Movements.

Tossapon Tassanakunlapan

Faculty of Law, Chiangmai University

The Ultra-Royalist Movements is a Social Networks which has been connecting each other by commercialization process: adopt an image of Monarchy as a common symbol for them. Those groups consist of beneficial groups, Political groups, Capitalists, Authorities, Press and Mass; political entrepreneurs and symbolic consumers. Commercialization, reproducing an easy and infrangibly "message" or the same "plot" to propaganda via a prevailing communication tools, were used as a methods to construct a passion to the Monarchy by those Ultra-Royalist actors or groups. The Ultra-Royalist actors or groups have brought a symbol of Monarchy to promote their image on behalf of a Brands Marketing strategy. They build up the networks of emotions and feelings through many public-relation and commercial activities such as public media, multi-media and political movements' activities: adapting signifiers which could signify the Royalty to Monarchy; political fashion that became a sign of "Yellow-Shirt" Movements. The vary Anti Ultra-Royalist movements, who rise up against them, will be suppressed in the name of "virtue", "unity", "patriotism" and "royalism" which could dominated those diversity voices. Thus, The Counter-Discourses were happened in forms of counter-information that could decrease Symbolic Power of Monarchy unpredictably. However, Symbolic Domination still highly remain and affect to legal consequence in a state of exceptions for many cases and issues, especially when it came to the dispute that Ultra-royalist Movements try to claim their Exclusive Legitimacy. Hence, the Commercialization of Ultra-royalist Movements has been occurring, the stability of Monarchy status in Thai Society received a vigorous impacted.

Keywords; Royalist Movement, Commercializing, Social Network, Legal consequence, Monarchy

15th Annual Meeting ,Japanese Society for Thai Studies, Kyoto University and Osaka University "Change of Informal Sector in the 10years"

Change of Informal Sector in the 10 years and Democracy in Thailand

Yuji Mizukami
Faculty of Humanities Chiang Mai University

Abstract

The informal sector is large economic sector has been employed a lot of labor in Thailand which has been drastically changed in this decade. Since the coup in September 2006 collapsed Thakshin Administration whose policy made benefit to informal sector, it has been reported that some part of people working in informal sector actively support and participate anti-Democrat party government, so-called red shirts movements. After the forceful protest against Abhisit administration that leaded to violent military crackdown on 10 April and 19 May in 2010, nowadays each pro-Thakshin ruling party and anti- Thakshin opposition party understands how much people in informal sector have significant political role in election, security. Besides, to satisfy their feelings and to fulfill their callings becomes one of the major purposes of economic policy for Thai government. The aim of this study is to clarify what factors are important to make them to be involved in political activities by analyzing statistical data which are collected by National Statistical Office Thailand (NSO).

In the first section, considering that what is character of the red shirts supporters who are actively joining in political rallies and movements coming after 2006 coup, are consist of labor in informal sector. In the following section, reviewing change of Thai government's policy for informal sector indicate the trend to try to including informal sector to formal sector, especially Thaksin administration's policy. The third section is to explain the socio-economic changes in informal sector from 1994 to 2010 by using tables and graphs opted from informal sector statistic.

The main findings of this study are following ;1) During 1994 to 2005,in regard to in Bangkok , Central and South region where it could be observed significant decline of informal sector ratio, in North and North-east region was seen relatively small amount of decline, thus, so-called Thakshin's political bases had been keeping high informal sector ratio. Further it might be seen co-relation between Bangkok's ratio and North and North-east's ratio after 2005. 2) There have been aging tendency in informal sector. As a rule, elderly has to been frequently required using medical care service and somewhat depends their life on social security system, in other words, people in informal sector are sensitive group to their benefit from social service. 3) Educational level of people in informal sector after 2005 has been improving implies that there might be substantial miss-matching in whole Thai labor market that leads dissatisfaction with socio-economic condition.

การต่อสู้ในการบัญญัติศัพท์ก่อนและหลังการปฏิวัติ พ.ศ.2475

สายชล สัตยานุรักษ์

ในช่วงก่อนและหลังการปฏิวัติ พ.ศ.2475 สังคมไทยเปลี่ยนแปลงอย่างรวดเร็ว และความสัมพันธ์กับโลกภายนอกก็ใกล้ชิดขึ้น คำจากภาษาอังกฤษและภาษาฝรั่งเศสจึงหลั่งไหลเข้ามาสู่สังคมไทย และปัญญาชนไทยฝ่ายต่าง ๆ ก็ได้ต่อสู้กันอย่างเข้มข้นในการ *"แปล"* และ *"แปร"* คำเหล่านั้นมาเป็นคำใน *"ภาษาไทย"* เพื่อควบคุมความหมายของคำ ซึ่งลึกลงไปแล้วก็คือการควบคุมความหมายของ *"ความจริง ความดี ความงาม"* หรือควบคุมความรู้สึกนึกคิดของคนไทยนั่นเอง โดยเฉพาะอย่างยิ่งหากศัพท์บัญญัตินั้น ๆ กลายเป็นวาทกรรมที่ทรงพลัง ที่จะมีผลอย่างมากต่อการต่อสู้ทางการเมืองและการจัดความสัมพันธ์เชิงอำนาจทั้งในยุคของปัญญาชนเองและในอนาคตข้างหน้า

การต่อสู้ในการบัญญัติศัพท์นี้เกิดขึ้นตั้งแต่สมัยสมบูรณาญาสิทธิราชย์แล้ว เพราะในสมัยรัชกาลที่ 5 เป็นต้นมาศัพท์ทางการเมืองใหม่ ๆ เริ่มหลั่งไหลเข้าสู่พื้นที่ทางการเมือง มีการใช้คำที่เกี่ยวข้องโดยตรงกับอุดมการณ์ทางการเมืองแบบเสรีนิยมและสังคมนิยมกันทั่วไปในสิ่งพิมพ์ต่าง ๆ และการใช้ทับศัพท์ในบางกรณีก่อให้เกิดความหมายในทางที่เป็นอันตรายต่อระบอบสมบูรณาญาสิทธิราชย์ ชนชั้นนำจึงพยายามบัญญัติศัพท์เพื่อช่วยโน้มนำให้คำต่าง ๆ มีความหมายไปในทางที่เป็นคุณต่อระบอบสมบูรณาญาสิทธิราชย์มากที่สุดเท่าที่อำนาจรัฐและอำนาจบัณฑิตย์จะเอื้อให้ทำได้ ขณะเดียวกันความสนใจในความรู้เกี่ยวกับประเทศต่างๆ และการเกิดกฎหมายสมัยใหม่ตลอดจนการสร้างความรู้ทางนิติศาสตร์ขึ้นมา ก็ทำให้เกิด *"ศัพท์บัญญัติ"* ขึ้นมาเป็นจำนวนมาก

ภายหลังการปฏิวัติ พ.ศ.2475 หลายฝ่ายยังคงต่อสู้ทางการเมืองบนพื้นที่ของภาษาไทย เพราะการใช้ภาษาการเมืองและภาษากฎหมายใหม่ ๆ ขยายตัวอย่างรวดเร็ว เห็นได้ชัดในผลงานของเจ้านายบางพระองค์ ปัญญาชนภาครัฐหลายคน นักเขียนและนักหนังสือพิมพ์จำนวนมาก รวมทั้งอดีตนักโทษการเมืองบางคน

ในทศวรรษ 2480 **ปัญญาชนภาครัฐ**ได้ใช้ *"ศัพท์บัญญัติ"* จำนวนมากเพื่อการต่อสู้ทางการเมือง เช่น คำว่า *รัฐนิยม, ลัทธิชูชาติ, คณะการเมือง, มนุสสปฏิวัติ, มติมหาชน, ประชารัฐ* ฯลฯ คำศัพท์เหล่านี้ล้วนแต่เป็นส่วนหนึ่งของอุดมการณ์ทางการเมืองในระบอบใหม่ ซึ่งปัญญาชนฝ่ายรัฐบาลได้สร้างความหมายไปในทางที่ตอบสนองความต้องการของผู้นำในระบอบใหม่ แต่ไม่นำพาสังคมไทยไปสู่การปกครองในระบอบประชาธิปไตยอย่างแท้จริง

ในทศวรรษ 2490 **ปัญญาชนฝ่ายซ้าย**มีบทบาทอย่างมากในการเคลื่อนไหวทางศิลปะและวัฒนธรรมเพื่อเปลี่ยนสังคมไทยให้เป็นสังคมนิยมหรือคอมมิวนิสต์ ท่ามกลางการต่อสู้กันอย่างเข้มข้นระหว่างอุดมการณ์สังคมนิยม คอมมิวนิสต์ เสรีนิยม และทุนนิยม โดย

ปัญญาชนหัวก้าวหน้ามีความกระหายที่จะแสวงหาความรู้และใช้ความรู้เหล่านั้นในการสร้างวาทกรรมชุดใหม่ เพื่อชักนำและผลักดันให้ประชาชนเข้าร่วมในการต่อสู้ทางการเมือง

ผู้เขียนหลายคนได้ทำการแปลศัพท์ในลัทธิมาร์กซิสต์-คอมมิวนิสต์จากภาษาจีนและภาษาอังกฤษเป็นภาษาไทยเพื่อใช้ในงานเขียนของตน ในช่วงเวลาดังกล่าวนี้จึงเกิดการบัญญัติศัพท์และความหมายของศัพท์ขึ้นมาเป็นจำนวนมาก เช่น คำว่า *จักรพรรดินิยม, สสารนิยม, ชนชั้น, มูลค่าส่วนเกิน, การกดขี่ขูดรีด, ปลดแอก, มวลชน, วัตถุนิยมทางประวัติศาสตร์, อนาธิปไตย จิตสำนึก* ฯลฯ

ผู้ที่มีบทบาทโดดเด่นที่สุดในการบัญญัติศัพท์ และเป็นบุคคลที่ได้กล่าวเอาไว้อย่างชัดเจนตรงไปตรงมาว่า การควบคุมความหมายของคำ โดยเฉพาะคำที่เกี่ยวกับความรู้สึกนึกคิดเป็นการควบคุมทิศทางและขอบเขตของความเปลี่ยนแปลงของสังคมไทย ก็คือพระเจ้าวรวงศ์เธอ กรมหมื่นนราธิปพงศ์ประพันธ์ ซึ่งแนวทางการบัญญัติศัพท์ของกรมหมื่นนราธิปพงศ์ประพันธ์นี้แตกต่างจากอาจารย์ปรีดี พนมยงค์ เป็นอย่างมาก อย่างไรก็ตาม กรมหมื่นนราธิปพงศ์ประพันธ์จะทรงยอมรับความเปลี่ยนแปลงของสังคมไทยมากกว่าปัญญาชนกระแสหลักทั้งหลาย แต่กระนั้นก็ตามปัญญาชนกระแสหลักบางท่านก็ยังแสดงปฏิกิริยาในทางที่ไม่เห็นด้วยกับการบัญญัติศัพท์ของกรมหมื่นนราธิปพงศ์ประพันธ์เป็นอย่างมาก เช่น ม.ร.ว.คึกฤทธิ์ ปราโมช

ในสังคมไทยระยะหลัง **วงวิชาการ**มีบทบาทในการบัญญัติศัพท์มากขึ้น และ**มีการปรับเปลี่ยนศัพท์บัญญัติที่สะท้อนชัยชนะของอำนาจของรัฐและกลุ่มทุน** เช่น การใช้คำว่า “ผู้ใช้แรงงาน” แทนคำว่า “กรรมกร” และ “ชนกรรมาชีพ” การใช้คำว่า “มลภาวะ” แทนคำว่า “มลพิษ”

ในช่วงเวลาราวหนึ่งทศวรรษที่ผ่านมาความเปลี่ยนแปลงอย่างรวดเร็วของสังคมไทยได้ทำให้อำนาจในการบัญญัติศัพท์หลุดออกไปจากมือของรัฐและชนชั้นนำไปมาก คนหลากหลายกลุ่มหลากหลายเพศ หลากหลายวัยได้เข้ามามีบทบาทในการสร้างศัพท์ใหม่ ๆ อย่างคึกคัก พร้อมกันนั้นก็มีการนำเอาคำเก่ามาใช้ในความหมายใหม่ ซึ่งเป็นการบัญญัติศัพท์แบบหนึ่ง เช่นคำว่า “ไพร่” และ “อำมาตย์” เป็นต้น ซึ่งความเปลี่ยนแปลงของอำนาจในการบัญญัติศัพท์นี้ มีความสัมพันธ์โดยตรงกับความเปลี่ยนแปลงของความสัมพันธ์เชิงอำนาจในสังคมไทยที่ประชาชนมีสิทธิและอำนาจมากขึ้น

อย่างไรก็ตาม ในปัจจุบันการอนุรักษ์ *“ภาษาไทยมาตรฐาน”* ก็ยังคงดำเนินไปอย่างมีพลังไม่แตกต่างจากความพยายามในการอนุรักษ์ *“ประวัติศาสตร์ไทยมาตรฐาน”* ดังนั้น การต่อสู้ทางการเมืองในมิติทางวัฒนธรรม รวมทั้งการทำสงครามในการบัญญัติศัพท์จึงนับเป็นปรากฏการณ์ที่น่าสนใจอย่างยิ่งสำหรับนักวิชาการมนุษยศาสตร์และสังคมศาสตร์ที่ต้องการจะสร้างความรู้เพื่อเข้าใจความเปลี่ยนแปลงอย่างซับซ้อนของสังคมการเมืองไทย

รากฐานของความขัดแย้ง : ความเปลี่ยนแปลงทางการเมืองไทย

Roots of Conflict : Thai Political Changes

รศ.ดร. อรรถจักร์ สัตยานุรักษ์

สาขาวิชาประวัติศาสตร์ คณะมนุษยศาสตร์ มหาวิทยาลัยเชียงใหม่

บทคัดย่อ

ความขัดแย้งในสังคมการเมืองไทยในช่วงปัจจุบันนั้น ไม่ได้เกิดขึ้นเพราะความขัดแย้งส่วนบุคคล หากแต่เป็นผลมาจากความเปลี่ยนแปลงที่สลับซับซ้อนของโครงสร้างทางสังคมเศรษฐกิจ

ความเปลี่ยนแปลงทางด้านโครงสร้างที่สำคัญได้แก่การสร้างระบบความสัมพันธ์ทางการเมือง เศรษฐกิจและสังคมขึ้นหลัง พ.ศ. ๒๕๒๐ ที่เรียกกันโดยทั่วไปว่าระบอบประชาธิปไตยครึ่งใบ แม้ว่าระบอบการเมืองที่ได้สถาปนาขึ้นมานี้จะมีพลังและสามารถที่จะสร้างความเจริญก้าวหน้าให้แก่สังคมเป็นอย่างมาก แต่เมื่อเกิดความเปลี่ยนแปลงทางเศรษฐกิจในช่วงหลังและได้ทำให้เกิดคนกลุ่มใหม่ขึ้น จึงได้นำมาสู่ความขัดแย้งทางการเมืองอย่างที่เห็นในปัจจุบัน

ความเข้าใจในความเปลี่ยนแปลงโครงสร้างเศรษฐกิจสังคมที่มีผลสัมพันธ์อยู่กับกลุ่มคนในสังคมไทยเช่นนี้ จะเอื้อให้แต่ละฝ่ายที่ขัดแย้งกันอยู่นั้นสามารถที่จะเข้าใจอีกฝ่านหนึ่งได้มากขึ้น และทำให้มีโอกาสในการที่จะสร้างสรรค์การอยู่ร่วมกันได้อย่างสงบสันติในอนาคต

“ลูกจีนรักชาติ” : สำนึกประวัติศาสตร์ และนิยามประชาธิปไตย

(The Patriotic Thai-born Chinese : Their Historical Consciousness and Defined Democracy)

สิทธิเทพ เอกสิทธิพงษ์

Sittithep Eaksittipong

การที่ชนชั้นกลางเชื้อสายจีนในเมืองวัยกลางคนขึ้นไปเลือกที่จะชุมนุมกับกลุ่มพันธมิตรประชาชนเพื่อประชาธิปไตย จนก่อให้เกิดปรากฏการณ์ “ลูกจีนรักชาติ” นั้นเป็นผลมาจากสำนึกประวัติศาสตร์ของคนไทยเชื้อสายจีนภายใต้โครงเรื่อง “คนจีนเสื่อผืนหมอนใบภายใต้พระบรมโพธิสมภาร” สำนึกประวัติศาสตร์นี้ค่อย ๆ ถูกสร้างขึ้นนับแต่ทศวรรษ 2510 ซึ่งเป็นช่วงเวลาที่เริ่มเกิดการสร้างประวัติศาสตร์ของคนไทยเชื้อสายจีนโดยมีการเชื่อมโยงตนเองเข้ากับสถาบันกษัตริย์

การสร้างประวัติศาสตร์นี้ได้มีการเปลี่ยนแปลงอย่างมีนัยสำคัญ โดยเฉพาะอย่างยิ่งในช่วงทศวรรษ 2520-ทศวรรษ 2530 ซึ่งการเชื่อมโยงประวัติศาสตร์ของคนไทยเชื้อสายจีนกับสถาบันกษัตริย์ถูกกระทำอย่างเปิดเผยมากยิ่งขึ้น ทั้งยังเกิดการใช้อดีตเป็นเครื่องมือในการจัดความสัมพันธ์ระหว่างกลุ่มคนไทยเชื้อสายจีนกับสังคมไทยอย่างชัดเจน อย่างไรก็ตามความรู้เกี่ยวกับประวัติศาสตร์ของคนไทยเชื้อสายจีนที่ถูกสร้างขึ้นนี้ ได้กลายเป็นความจริงที่ครอบงำ กำกับความคิด และการเคลื่อนไหวทางการเมืองของพวกเขาจนนำไปสู่การเข้าร่วมชุมนุมกับกลุ่มคนเสื้อเหลือง

นอกจากนี้ภายใต้บริบทที่ชนชั้นกลางเชื้อสายจีนเหล่านี้เติบโตจนสามารถสร้างฐานะขึ้นมาได้นั้น ภาครัฐและชนชั้นนำไทยได้นิยามประชาธิปไตยที่ยึดโยงกับอุดมการณ์ชาติ และการจัดตำแหน่งแห่งที่ของคนตามแบบสังคมกลไกที่คนแต่ละคนควรกระทำตามหน้าที่ของตนที่กำหนดไว้ประเทศชาติจึงจะก้าวหน้า นิยามประชาธิปไตยที่กล่าวมาข้างต้นนี้ หรือเรียกอย่างย่นย่อว่า “ประชาธิปไตยอันมีพระมหากษัตริย์เป็นประมุข” นี้เอื้อประโยชน์ให้กับการเติบโตทางเศรษฐกิจและสังคมของกลุ่มคนไทยเชื้อสายจีน การเติบโตประชาธิปไตยนี้ทำให้พวกเขายึดมั่นกับการรับรู้นิยามประชาธิปไตยชุดนี้ จนชนชั้นกลางไทยเชื้อสายจีนเชื่อว่าเป็นหน้าที่ของพวกเขาที่จะต้องปกป้อง “ประชาธิปไตยอันมีพระมหากษัตริย์เป็นประมุข”

Meta Thai Customary Constitution

สมชาย ปรีชาศิลปกุล

The revolution in 1932 has change the system of government from an absolute monarchy to a constitutional monarchy. Under this new system, the written constitution was granted for the first time and expected to be the supreme law of Thai politics. However, during the 80 years of the constitution monarchy, Thailand has promulgated 18 constitutions. Each Thailand Constitution lasts more than 4 years and a couple of months on the average. This might be slightly different comparing to 4 years on executive or legislature term.

Thai Constitution has been periodically changed so its role different from the constitution in many western democracy countries. Overthrowing and drafting the new constitution have not been peculiar in Thai society especially to fulfill the ruler's aspiration after the coup d'etat. As Thailand Constitutions have been classified a written constitution it is widely believed that the rulers have full powers to complete the constitution itself.

During the 80 years <from 1932-2012> of the constitutional monarchy, not only the written constitution but also the customary constitution has been constructed in Thai Constitution system. Customary constitution means the rules which have been practiced and become norms among the rival groups in Thai politics. For example, the coup d'etat maker itself could overthrow the constitution but promulgating the new one must be made under the royal signature. This pattern has never been written in any Thai constitutions but it has become the accepted norm in Thai politics since 1950s which the court also confirmed this practice and legality through the court verdict in this period.

Customary constitution has significantly determined the written constitution. It can be summarized that the Thai Customary Constitution plays an important role as well as the written constitution. However, it should be borne in mind the customary constitution is not static but dynamic so it can be adjusted from time to time. To explore the constructing of the customary constitution will fulfill the understanding of the Thai Constitution.

The objective of this study is to explore and analyze the Thai Customary Constitution in these areas; the role of the Thai Written Constitution, the coup d'etat, the parliamentary system, and the Monarchy in order to reveal the presence of the Thai Customary Constitution as mentioned, the role of rival factions in constructing and maintaining the customary constitution that has continued up to the present.